

■ 建築基準法第44条第1項第2号の規定に基づく許可に係る包括同意基準

当基準については建築審査会の同意を事前に得ているため（令和4年3月25日第613回建築審査会で同意済）、これらの包括同意基準に該当するものは県民局長等が許可処分を行い、許可後建築審査会に報告することとする。

1 趣旨

この基準は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第44条第1項第2号の規定に基づく許可に際し、道路内に建築等がなされる公益上必要な建築物で特定行政庁が通行上支障がないと認めるものについて、以下の基準に適合することをもって、あらかじめ建築審査会が包括的な同意を与えることにより、同許可に係る手続の簡素化及び迅速化を図ることを目的とする。

2 包括同意基準

包括同意基準1	バス停留所又はタクシー乗場における上家
包括同意基準2	自転車駐車場における上家

包括同意基準1 バス停留所又はタクシー乗場における上家

次の全ての要件に該当するもの

(1) 対象建築物

次の全てに該当する建築物であること。

- ① バスの停留所又はタクシー乗場における上家であるもの
- ② 地方公共団体又は路線バス事業者（道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者をいう。）が設置するもの

(2) 設置場所

次の全てに該当する場所

- ① 歩道の部分であって、建築後の歩道の有効幅員が2メートル以上確保されていること。
- ② 設置場所の土地の所有権及び借地権を有する者において、設置が了承されていること。
- ③ 道路管理者及び警察署長と非常時の通行上の安全確保を含めた協議を行い、設置が了承されていること。

(3) 規模・形態

次の全てに該当する規模・形態であること。

- ① 階数が1であるもの
- ② 床面積が30平方メートル以下であるもの
- ③ 屋根の下端の有効高さが、その直下の道路の路面から2.5メートル以上であるもの
- ④ 高い開放性を有する構造の建築物であるもの
- ⑤ 他の建築物又は工作物に接続しないもの

(4) 構造

主要構造部である柱及びはりが準耐火構造であるか、又は不燃材料で造られており、かつ、それら以外の主要構造部が準耐火構造であるか、不燃材料で造られているか、又は防火上支障のない構造であること。

- ・「高い開放性を有する構造の建築物」とは、平成5年建設省告示第1427号に規定する建築物であるものをいう。以下同じ。
- ・「防火上支障のない構造」とは、平成12年建設省告示第1443号に規定する構造であるものをいう。

包括同意基準2 自転車駐車場における上家

次の全てに該当するもの

(1) 対象建築物

次の全てに該当する建築物であること。

- ① 自転車駐車場における上家であるもの
- ② 地方公共団体が設置するもの

(2) 設置場所

次の全てに該当する場所

- ① 歩道の部分であって、建築後の歩道の有効幅員が2メートル以上確保されていること。
- ② 設置場所の土地の所有権及び借地権を有する者において、設置が了承されていること。
- ③ 道路管理者及び警察署長と非常時の通行上の安全確保を含めた協議を行い、設置が了承されていること。

(3) 規模・形態

次の全てに該当する規模・形態であること。

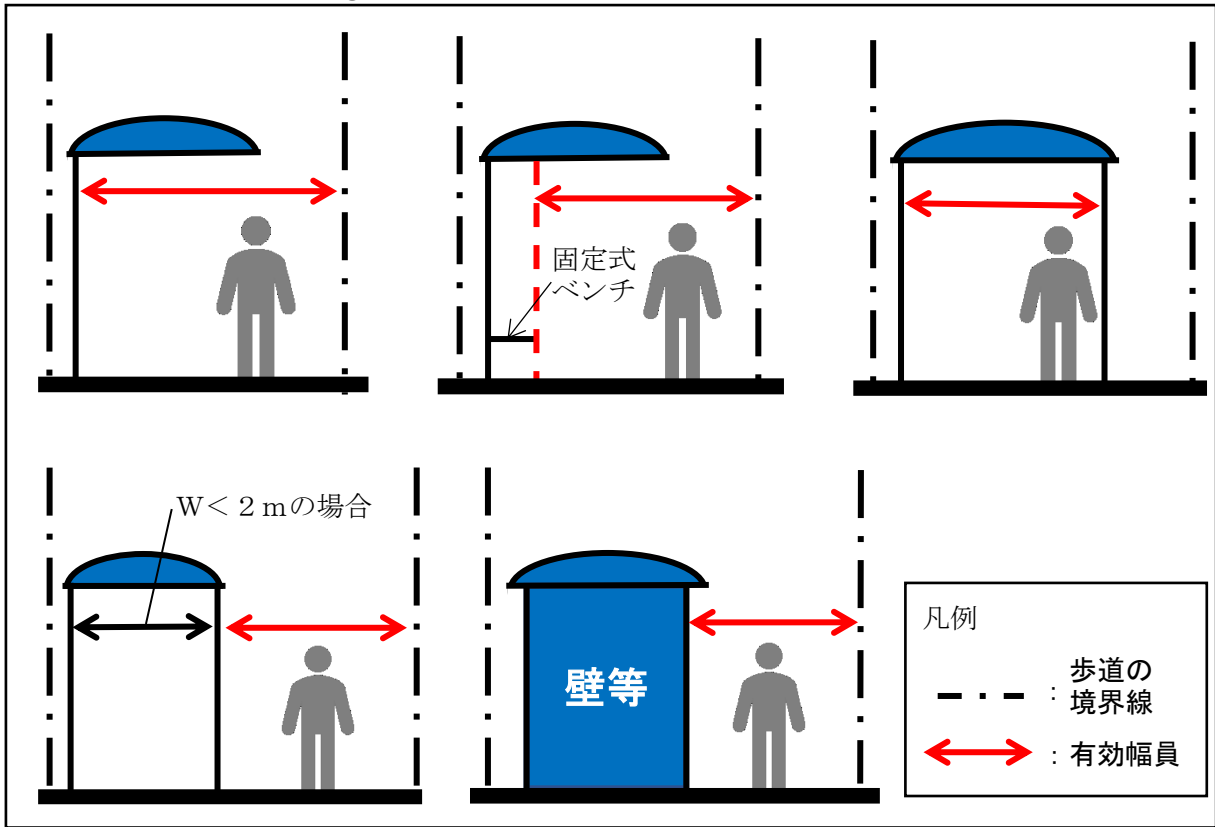
- ① 階数が1であるもの
- ② 高い開放性を有する構造の建築物であるもの
- ③ 他の建築物又は工作物に接続しないもの

(4) 構造

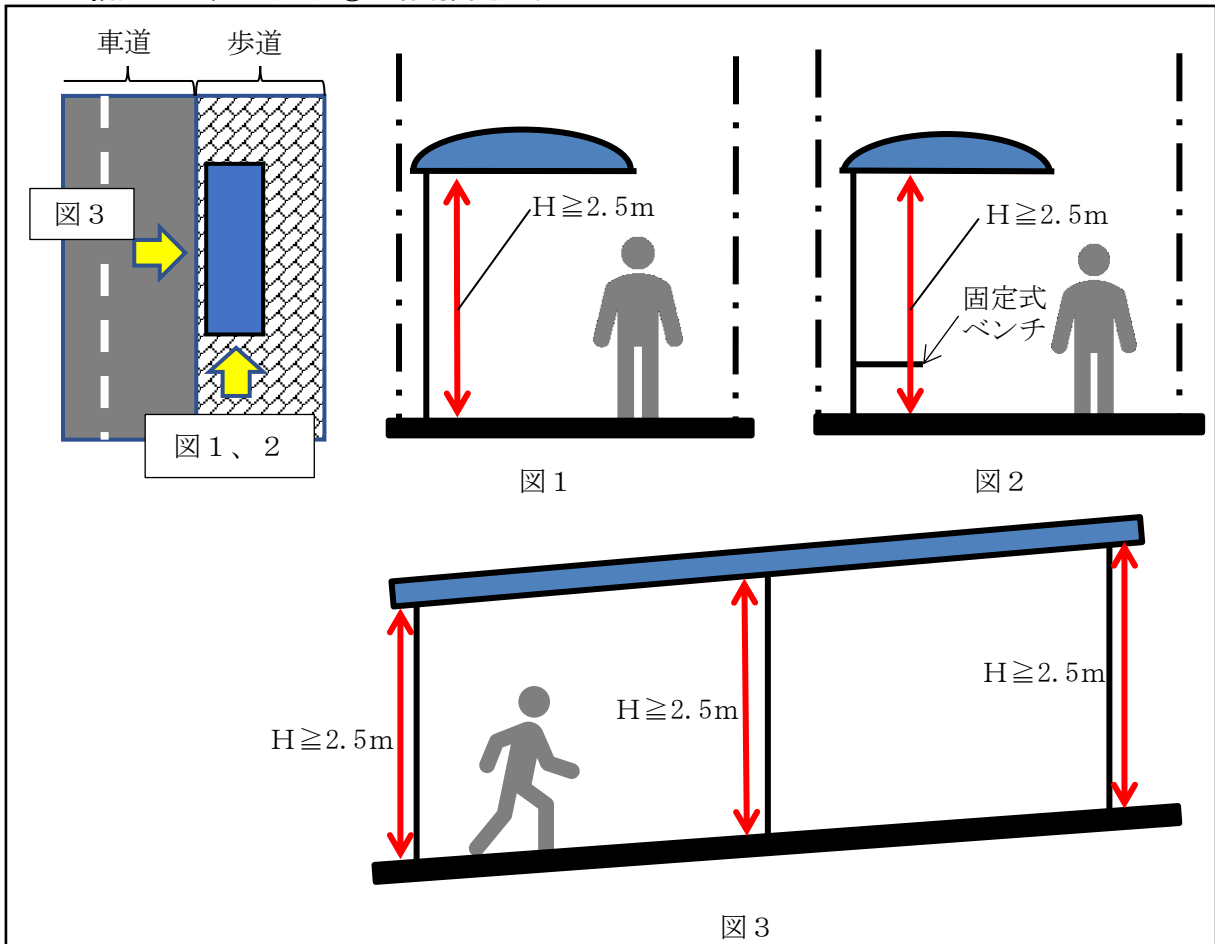
主要構造部が不燃材料で造られたものであること。

■ 付図

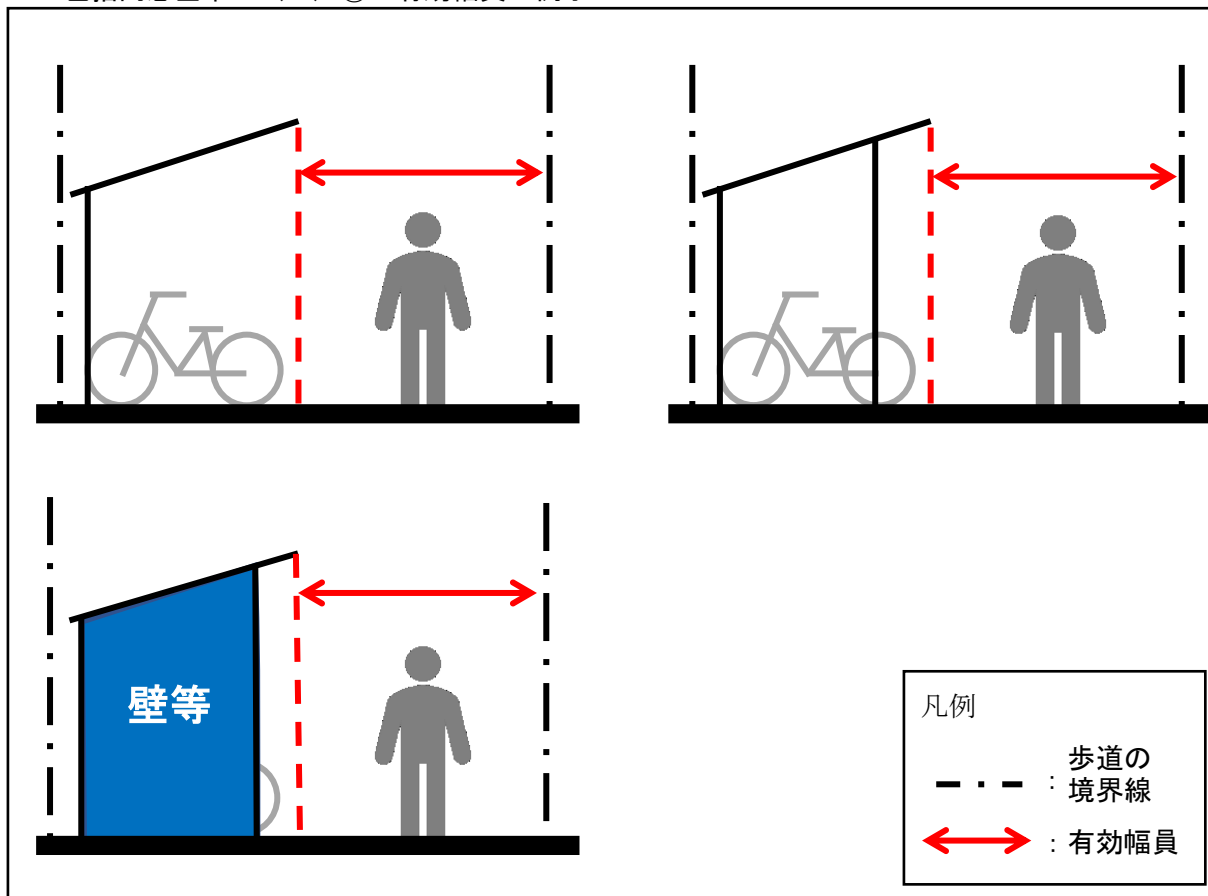
1 包括同意基準 1 (2) ①の有効幅員の例示



2 包括同意基準 1 (3) ③の有効高さの例示



3 包括同意基準 2 (2) ①の有効幅員の例示



■ 建築基準法第44条第1項第2号の規定に関する許可

申請書（第43号様式）の添付図書等（県規則第12条）

1 申請理由書

下記の内容を明示すること。

- (1) 許可を必要とする理由
- (2) 建築物の設置が了承された年月日並びに設置を了承した者及びその者の連絡先
- (3) 道路管理者及び警察署長との非常時を含めた通行上の安全確保についての協議の内容
- (4) その他必要な事項

2 省令第1条の3に規定する図書（確認申請添付図書）

3 用途地域図

都市計画図の用途地域にならい着色した凡例を記入すること。

4 周辺の道路配置状況図

周辺の道路種別及び建築物位置等を明示すること。

5 道路並びに敷地及び周辺の土地と建築物の高さとの関係を示した図面

6 周辺の建築物の用途別現況図

周辺半径300mの範囲の建築物の主要用途別に着色し、凡例を記入すること。

用途	摘 要	色 名
住居専用	住宅、共同住宅、長屋、寄宿舍、下宿	淡 黄 レモン・イエロー
店舗併用	店舗併用住宅	山 吹 色 イエロー・オレンジ
商業専用	専用卸小売商店、市場、飲食店、百貨店、銀行、事務所その他これらに類するもの	赤 レッド
	旅館、宿泊所その他これらに類するもの	桃 ピンク
	料理店、待合、キャバレーその他これらに類するもの	
	劇場、映画館その他これらに類するもの	
	倉庫、自動車車庫その他これらに類するもの	明 紫 モーブ
工業用	工場	明 青 ライト・ブルー
農業用	家畜飼育場、搾乳場、温室その他これらに類するもの	濃 緑 ディープ・グリーン
公共用	官公庁舎、公会堂、博物館、図書館、学校、病院、刑務所、停車場その他これらに類するもの	茶 バート・シエンナ
宗教用	神社、寺院、教会	黄 緑 ビー・グリーン
その他	塵芥処理場、火葬場、と殺場、変電所その他これらに類するもの	灰 グレー

7 その他知事が必要と認めた図書

- (1) 設置場所の土地の所有者及び借地権を有する者が確認できる資料
例) 地籍図及び土地の登記事項証明書
- (2) その他必要な資料